



ASSESSMENT OF TECHNOLOGY  
FOR BUILDING CONSTRUCTION  
GBRC FOUNDATION

GBRC 性能証明 第 10-27 号

## 建築技術性能証明書

技術名称：Head-bar（ヘッドバー）定着工法

－鉄筋先端に定着板を摩擦圧接した異形鉄筋の機械式定着工法－

申込者：ブイ・エス・エル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 藤原 基文

東京都新宿区西新宿三丁目 2 番 26 号

（本技術の開発は、大成建設株式会社と共同で行われたものである。）

技術概要：本技術は、JIS G 3112 に適合する異形鉄筋の先端に定着板を摩擦圧接し、定着板の支圧作用と異形鉄筋の付着作用によって、異形鉄筋をコンクリートに定着する工法である。定着板を摩擦圧接した異形鉄筋を Head-bar（ヘッドバー）という。摩擦圧接とは、異形鉄筋の先端部に定着板を所定の圧力で押し付けて高速回転させ、その摩擦熱により加熱し、アプセットにより圧接する接合方法である。

開発趣旨：従来の折り曲げフックを用いた鉄筋定着工法では、鉄筋の高強度化や太径化により曲げ加工が困難であったり、定着長さが長くなったりする問題が生じる。本技術は、そのような問題を解消し、配筋施工の合理化を図ることを意図して開発したものである。

当財団の建築技術認証・証明事業実施要領に基づき、上記の性能証明対象技術の性能について、下記の通り証明する。

平成 23 年 3 月 25 日

財団法人

日本建築総合試験所

理事長

辻 文 三



記

証明方法：申込者より提出された下記の資料により性能証明を行った。

Head-bar（ヘッドバー）定着工法「性能証明のための説明資料」

この資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した説明資料がまとめられている。

この資料のほかに、「Head-bar（ヘッドバー）定着工法設計指針」および「Head-bar（ヘッドバー）製造要領書」が提出されている。

証明内容：申込者提案の Head-bar（ヘッドバー）は、鉄筋母材の規格引張強さの荷重を受けても損傷しない性能を有し、Head-bar（ヘッドバー）定着工法設計指針によって設計される Head-bar（ヘッドバー）定着部は、設計で保証すべき長期荷重時、短期荷重時および終局耐力時の要求性能を満足すると判断される。